

### 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善加算については、平成29年12月8日の閣議決定において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年度の改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人全介護事業所では2020年4月から加算の対象とし、介護事業所で働く全職員を対象に手当として支給します。

#### 【加算算定の要件は以下の項目です】

- ・職場環境等要件・・・資質の向上や労働条件・処遇の改善、その他の取り組みを行う ※参照
- ・介護福祉士配置要件・・・サービス提供体制強化加算の算定
- ・処遇改善加算要件・・・処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定
- ・見える化要件・・・特定加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等により公表する

#### 【職場環境等要件における当法人の取り組み】

##### ※資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- ・より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修
- ・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

##### ※労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・ICT活用による業務省力化
  - \*ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減
  - \*個々の利用者へのサービス履歴や訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減
  - \*利用者個々の特性に応じたサービス提供等の利用者情報の蓄積

##### ※その他

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・非正規職員から正規職員への転換

以上